

平成 21 年度決算に係る健全化判断比率

自治体の財政破綻を早い段階で食い止めることを目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成 20 年 4 月 1 日から一部施行され、平成 21 年 4 月から全面施行されました。これにより、地方自治体は毎年度、前年度の決算に基づき、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の 4 指標（「健全化判断比率」）について、監査委員の審査に付し、議会へ報告し、公表することが義務付けられました。

桂川町の、平成 21 年度決算に係る健全化判断比率は、下表の通りです。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
桂川町	—（なし）	—（なし）	10.2%	37.0%
早期健全化基準	15.00%	20.00%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	40.00%	35.0%	

《参考：福岡県内の状況》

2 政令市平均			13.4%	205.6%
26 市平均			12.4%	63.9%
38 町村平均			11.9%	48.3%
60 市町村平均			12.1%	60.3%
58 市町村平均			12.1%	55.3%

※「平均」は、各指標の合計値を団体数で除した、単純平均です。

平成 21 年度決算に係る資金不足比率

健全化判断比率と同様に、公営企業を経営する地方公共団体は毎年度、前年度の決算に基づき、公営企業ごとに「資金不足比率」を監査委員の審査に付し、議会へ報告し、公表することが義務付けられました。桂川町の場合は、水道事業がこれに該当します。

桂川町水道事業の、平成 21 年度決算に係る資金不足比率は、下表の通りです。

	資金不足比率
桂川町	—（なし）
経営健全化基準	20.00%

各指標の推移

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
平成 21 年度決算	—（なし）	—（なし）	10.2%	37.0%	—（なし）
平成 20 年度決算	—（なし）	—（なし）	12.7%	47.7%	—（なし）
平成 19 年度決算	—（なし）	—（なし）	14.7%	60.4%	—（なし）